

「個人情報の保護に関する指針」の一部改正について

平成 27 年 5 月 27 日

( 下 線 部 分 変 更 )

改 正 案	現 行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この指針は、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（以下「施行令」という。）、個人情報の保護に関する基本方針（閣議決定）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成16年金融庁告示第67号。以下「金融分野ガイドライン」という。）等を踏まえ、<u>正会員及び電子募集会員</u>が行う自己募集その他の取引等（定款第3条第9号に掲げる自己募集その他の取引等をいう。以下同じ。）における個人情報の適正な取扱いを確保するため、<u>正会員及び電子募集会員</u>が講ずべき具体的措置等を定めるものである。</p> <p>2 <u>正会員及び電子募集会員</u>は、個人情報の漏えい、不正流出等を防止等するため、保護法、施行令、個人情報の保護に関する基本方針及び金融分野ガイドラインのほか、関係法令等に従い、個人情報の適正な管理体制を整備する必要がある。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この指針は、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（以下「施行令」という。）、個人情報の保護に関する基本方針（閣議決定）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成16年金融庁告示第67号。以下「金融分野ガイドライン」という。）等を踏まえ、正会員が行う自己募集その他の取引等（定款第3条第7号に掲げる自己募集その他の取引等をいう。以下同じ。）における個人情報の適正な取扱いを確保するため、正会員が講ずべき具体的措置等を定めるものである。</p> <p>2 正会員は、個人情報の漏えい、不正流出等を防止等するため、保護法、施行令、個人情報の保護に関する基本方針及び金融分野ガイドラインのほか、関係法令等に従い、個人情報の適正な管理体制を整備する必要がある。</p>
<p>(定義)</p> <p>第2条 この指針において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ～(3) (現行どおり)</p> <p>(4) 保有個人データ <u>正会員及び電子募集会員</u>が、本人又はその代理人から求められる開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止のすべての権限を有する個人データであって、次に掲げるもの以外のもの及び6か月</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この指針において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ～(3) (省略)</p> <p>(4) 保有個人データ 正会員が、本人又はその代理人から求められる開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止のすべての権限を有する個人データであって、次に掲げるもの以外のもの及び6か月以内に消去すること（更</p>

改正案	現 行
<p>以内に消去すること（更新するものを除く。）となるもの以外のものをいう。</p> <p>イ ～ニ （現行どおり）</p> <p>(5) 本人個人情報によって識別される特定の個人をいう。</p>	<p>新するものを除く。）となるもの以外のものをいう。</p> <p>イ ～ニ（省略）</p> <p>(5) 本人個人情報によって識別される特定の個人をいう。</p>
<p>(利用目的の特定)</p> <p>第3条 <u>正会員及び電子募集会員</u>は、個人情報の取扱いに当たっては、個人情報がどのような事業の用に供され、どのような目的で利用されるかを本人が合理的に予想できるようできる限り特定しなければならない。</p> <p>2 前項の利用目的の特定に当たって、「自社の所要の目的で用いる」といった抽象的な利用目的は、「できる限り特定」したものとはならないことから、<u>正会員及び電子募集会員</u>は、提供する金融商品、サービスを示したうえで、利用目的を特定するよう努めなければならない。</p> <p>3 <u>正会員及び電子募集会員</u>は、利用目的を変更する場合には、変更後の利用目的が変更前の利用目的からみて、社会通念上本人が想定できる範囲を超えて行ってはならない。なお、本人が想定できない変更を行う場合には、本人の同意を得なければならない。</p> <p>4 <u>正会員及び電子募集会員</u>は、特定の個人情報の利用目的が、法令等に基づき限定されている場合には、その旨を明示するよう努めなければならない。</p>	<p>(利用目的の特定)</p> <p>第3条 正会員は、個人情報の取扱いに当たっては、個人情報がどのような事業の用に供され、どのような目的で利用されるかを本人が合理的に予想できるようできる限り特定しなければならない。</p> <p>2 前項の利用目的の特定に当たって、「自社の所要の目的で用いる」といった抽象的な利用目的は、「できる限り特定」したものとはならないことから、正会員は、提供する金融商品、サービスを示したうえで、利用目的を特定するよう努めなければならない。</p> <p>3 正会員は、利用目的を変更する場合には、変更後の利用目的が変更前の利用目的からみて、社会通念上本人が想定できる範囲を超えて行ってはならない。なお、本人が想定できない変更を行う場合には、本人の同意を得なければならない。</p> <p>4 正会員は、特定の個人情報の利用目的が、法令等に基づき限定されている場合には、その旨を明示するよう努めなければならない。</p>
<p>(「同意」の形式)</p> <p>第4条 <u>正会員及び電子募集会員</u>は、次条及び第13条に定める本人の同意を得る場合には、原則として、書面（電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によっては認識することのできない方式で作られる記録を</p>	<p>(「同意」の形式)</p> <p>第4条 正会員は、次条及び第13条に定める本人の同意を得る場合には、原則として、書面（電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によっては認識することのできない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）</p>

改正案	現行
<p>含む。以下同じ。) によることとする。なお、本人が未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人であって、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有していない場合などは、親権者や法定代理人等から同意を得る必要がある。</p>	<p>によることとする。なお、本人が未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人であって、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有していない場合などは、親権者や法定代理人等から同意を得る必要がある。</p>
<p>(利用目的による制限)</p> <p>第5条 <u>正会員及び電子募集会員</u>は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、第3条により特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。ただし、あらかじめ本人の同意を得るために個人情報を利用することは、当初特定した利用目的にない場合にも、目的外利用には当たらない。</p> <p>2 <u>正会員及び電子募集会員</u>は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該他の個人情報取扱事業者の個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。ただし、あらかじめ本人の同意を得るために個人情報を利用することは、承継前の利用目的にない場合にも、目的外利用には当たらない。</p> <p>3 (現行どおり)</p>	<p>(利用目的による制限)</p> <p>第5条 正会員は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、第3条により特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。ただし、あらかじめ本人の同意を得るために個人情報を利用することは、当初特定した利用目的にない場合にも、目的外利用には当たらない。</p> <p>2 正会員は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該他の個人情報取扱事業者の個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。ただし、あらかじめ本人の同意を得るために個人情報を利用することは、承継前の利用目的にない場合にも、目的外利用には当たらない。</p> <p>3 (省略)</p>
<p>(機微 (センシティブ) 情報について)</p> <p>第6条 <u>正会員及び電子募集会員</u>は、政治的見解、信教 (宗教、思想及び信条をいう。)、労働組合への加盟、人種及び民族、門地及び本籍地、保健医療及び性生活、並びに犯罪歴に関する情報 (以下「機微 (センシティブ) 情報」という。) については、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用又は第</p>	<p>(機微 (センシティブ) 情報について)</p> <p>第6条 正会員は、政治的見解、信教 (宗教、思想及び信条をいう。)、労働組合への加盟、人種及び民族、門地及び本籍地、保健医療及び性生活、並びに犯罪歴に関する情報 (以下「機微 (センシティブ) 情報」という。) については、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用又は第三者への提供を</p>

改 正 案	現 行
<p>三者への提供を行わないものとする。</p> <p>(1) ～(6) (現行どおり)</p> <p>(7) <u>正会員及び電子募集会員</u>の自己募集 その他の取引等の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で機微(センシティブ)情報を取得し、利用し、又は第三者提供する場合</p> <p>(8) (現行どおり)</p> <p>2 <u>正会員及び電子募集会員</u>は、機微(センシティブ)情報を前項に掲げる場合に取得し、利用し、又は第三者提供する場合には、同項に掲げる事由を逸脱した取得、利用又は第三者提供を行うことのないよう、特に慎重に取り扱うものとする。</p>	<p>行わないものとする。</p> <p>(1) ～(6) (省略)</p> <p>(7) 正会員の自己募集その他の取引等の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で機微(センシティブ)情報を取得し、利用し、又は第三者提供する場合</p> <p>(8) (省略)</p> <p>2 正会員は、機微(センシティブ)情報を前項に掲げる場合に取得し、利用し、又は第三者提供する場合には、同項に掲げる事由を逸脱した取得、利用又は第三者提供を行うことのないよう、特に慎重に取り扱うものとする。</p>
<p>(適正な個人情報の取得)</p> <p>第7条 <u>正会員及び電子募集会員</u>は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。また、<u>正会員及び電子募集会員</u>は、第三者から個人情報を取得するに際しては、本人の利益の不当な侵害を行ってはならない。</p>	<p>(適正な個人情報の取得)</p> <p>第7条 正会員は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。また、正会員は、第三者から個人情報を取得するに際しては、本人の利益の不当な侵害を行ってはならない。</p>
<p>(個人情報取得時の利用目的の通知・公表、明示等)</p> <p>第8条 <u>正会員及び電子募集会員</u>は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。この場合において、「通知」の方法については、原則として書面によることとし、「公表」の方法については、販売方法等の事業の態様に応じ、営業所の窓口等への書面の掲示・備付け、インターネットのホームページ等での公表等適切な方法によるものとする。</p> <p>2 <u>正会員及び電子募集会員</u>は、前項の規定</p>	<p>(個人情報取得時の利用目的の通知・公表、明示等)</p> <p>第8条 正会員は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。この場合において、「通知」の方法については、原則として書面によることとし、「公表」の方法については、販売方法等の事業の態様に応じ、営業所の窓口等への書面の掲示・備付け、インターネットのホームページ等での公表等適切な方法によるものとする。</p> <p>2 正会員は、前項の規定にかかわらず、本</p>

改 正 案	現 行
<p>にかかわらず、本人との間で契約を締結すること等に伴って契約書その他の書面に記載された個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人命、身体又は財産の保護のために緊急に必要な場合は、この限りでない。</p> <p>3 <u>正会員及び電子募集会員</u>は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。</p> <p>4 前3項の規定は、次に掲げる場合については適用しない。</p> <p>(1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合</p> <p>(2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該<u>正会員及び電子募集会員</u>の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合</p> <p>(3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合</p>	<p>人との間で契約を締結すること等に伴って契約書その他の書面に記載された個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人命、身体又は財産の保護のために緊急に必要な場合は、この限りでない。</p> <p>3 正会員は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。</p> <p>4 前3項の規定は、次に掲げる場合については適用しない。</p> <p>(1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合</p> <p>(2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該<u>正会員</u>の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合</p> <p>(3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合</p>
<p>(データ内容の正確性の確保)</p> <p>第9条 <u>正会員及び電子募集会員</u>は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。このため、<u>正会員及び電子募集会員</u>は、顧客等の個人データの保存期間について契約終了後一定期間内とする等、保有する個人データの利用目的に応</p>	<p>(データ内容の正確性の確保)</p> <p>第9条 正会員は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。このため、正会員は、顧客等の個人データの保存期間について契約終了後一定期間内とする等、保有する個人データの利用目的に応じ保存期間を定め、当該期間経過</p>

改正案	現 行
<p>じ保存期間を定め、当該期間経過後の保有する個人データを消去することとする。ただし、法令等に基づく保存期間の定めがある場合には、この限りでない。</p>	<p>後の保有する個人データを消去することとする。ただし、法令等に基づく保存期間の定めがある場合には、この限りでない。</p>
<p>(安全管理措置)</p> <p>第10条 <u>正会員及び電子募集会員</u>は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のため、安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備及び安全管理措置に係る実施体制の整備等の必要かつ適切な措置を講じなければならない。また、必要かつ適切な措置は、個人データの取得・利用・保管等の各段階に応じた「組織的安全管理措置」、「人的安全管理措置」及び「技術的安全管理措置」を含むものでなければならない。</p> <p>当該措置は、個人データが漏えい、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質、個人データの取扱状況及び個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じたものとする。なお、本条における用語の定義は、次のとおりである。</p> <p>(1) 組織的安全管理措置 個人データの安全管理措置について役職員（<u>正会員及び電子募集会員</u>の組織内にあって、直接又は間接に正会員及び電子募集会員の指揮監督を受けて正会員及び電子募集会員の業務に従事する者をいい、雇用関係にある従業者（正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等）のみならず、正会員及び電子募集会員との間の雇用関係にない者（取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役、執行役又は派遣社員等）も含まれる。以下同じ。）の責任と権限を明確に定め、安全</p>	<p>(安全管理措置)</p> <p>第10条 正会員は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のため、安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備及び安全管理措置に係る実施体制の整備等の必要かつ適切な措置を講じなければならない。また、必要かつ適切な措置は、個人データの取得・利用・保管等の各段階に応じた「組織的安全管理措置」、「人的安全管理措置」及び「技術的安全管理措置」を含むものでなければならない。</p> <p>当該措置は、個人データが漏えい、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質、個人データの取扱状況及び個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じたものとする。なお、本条における用語の定義は、次のとおりである。</p> <p>(1) 組織的安全管理措置 個人データの安全管理措置について役職員（正会員の組織内にあって、直接又は間接に正会員の指揮監督を受けて正会員の業務に従事する者をいい、雇用関係にある従業者（正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等）のみならず、正会員との間の雇用関係にない者（取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役、執行役又は派遣社員等）も含まれる。以下同じ。）の責任と権限を明確に定め、安全管理に関する規程等を整備・運用し、その実施状況の点検・監査を行うこ</p>

改 正 案	現 行
<p>管理に関する規程等を整備・運用し、その実施状況の点検・監査を行うこと等の正会員及び電子募集会員の体制整備及び実施措置をいう。</p> <p>(2) ～(3) (現行どおり)</p> <p>2 正会員及び電子募集会員は、個人データの安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備として、以下の「組織的安全管理措置」を講じなければならない。</p> <p>(1) ～(2) (現行どおり)</p> <p>3 正会員及び電子募集会員は、個人データの安全管理に係る実施体制の整備として、以下の「組織的安全管理措置」、「人的安全管理措置」及び「技術的安全管理措置」を講じなければならない。</p> <p>(1) ～(3) (現行どおり)</p>	<p>と等の正会員の体制整備及び実施措置をいう。</p> <p>(2) ～(3) (省略)</p> <p>2 正会員は、個人データの安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備として、以下の「組織的安全管理措置」を講じなければならない。</p> <p>(1) ～(2) (省略)</p> <p>3 正会員は、個人データの安全管理に係る実施体制の整備として、以下の「組織的安全管理措置」、「人的安全管理措置」及び「技術的安全管理措置」を講じなければならない。</p> <p>(1) ～(3) (省略)</p>
<p>(役職員の監督)</p> <p>第11条 正会員及び電子募集会員は、その役職員に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、適切な内部管理体制を構築し、その役職員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。当該監督は、個人データが漏えい、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じたものとする。</p> <p>2 正会員及び電子募集会員は、前項の役職員に対する「必要かつ適切な監督」を以下の体制整備等により行うこととする。</p> <p>(1) 役職員が、在職中及びその職を退いた後において、当該正会員及び電子募集会員の自己募集その他の取引等に関して知り得た個人データを第三者に知らせ、又は利用目的外に使用しないことを内容とする契約等を採用時等に締結す</p>	<p>(役職員の監督)</p> <p>第11条 正会員は、その役職員に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、適切な内部管理体制を構築し、その役職員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。当該監督は、個人データが漏えい、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じたものとする。</p> <p>2 正会員は、前項の役職員に対する「必要かつ適切な監督」を以下の体制整備等により行うこととする。</p> <p>(1) 役職員が、在職中及びその職を退いた後において、当該正会員の自己募集その他の取引等に関して知り得た個人データを第三者に知らせ、又は利用目的外に使用しないことを内容とする契約等を採用時等に締結すること。</p>

改正案	現 行
<p>ること。</p> <p>(2) 個人データの適正な取扱いのための取扱規程の策定を通じた役職員の役割・責任の明確化及び役職員への安全管理義務の周知徹底、教育及び訓練を行うこと。</p> <p>(3) 役職員による個人データの持出し等を防ぐため、社内での安全管理措置に定めた事項の遵守状況等の確認及び役職員における個人データの保護に対する点検及び監査制度を整備すること。</p>	<p>(2) 個人データの適正な取扱いのための取扱規程の策定を通じた役職員の役割・責任の明確化及び役職員への安全管理義務の周知徹底、教育及び訓練を行うこと。</p> <p>(3) 役職員による個人データの持出し等を防ぐため、社内での安全管理措置に定めた事項の遵守状況等の確認及び役職員における個人データの保護に対する点検及び監査制度を整備すること。</p>
<p>(委託先の監督)</p> <p>第12条 <u>正会員及び電子募集会員</u>は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託（契約の形態や種類を問わず、<u>正会員及び電子募集会員</u>が他の者に個人データの取扱いの全部又は一部を行わせることを内容とする契約の一切を含む。）する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。当該監督は、個人データが漏えい、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じたものとする。</p> <p>2 <u>正会員及び電子募集会員</u>は、個人データを適正に取り扱っていると認められる者を選定し委託するとともに、取扱いを委託した個人データの安全管理措置が図られるよう、個人データの安全管理のための措置を委託先においても確保しなければならない（二段階以上の委託が行われた場合には、委託先の事業者が再委託先等の事業者に対して十分な監督を行っているかについても監督を行うものとする。）。なお、具体的には、例えば以下の対応等を行わなければならない</p>	<p>(委託先の監督)</p> <p>第12条 正会員は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託（契約の形態や種類を問わず、正会員が他の者に個人データの取扱いの全部又は一部を行わせることを内容とする契約の一切を含む。）する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。当該監督は、個人データが漏えい、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じたものとする。</p> <p>2 正会員は、個人データを適正に取り扱っていると認められる者を選定し委託するとともに、取扱いを委託した個人データの安全管理措置が図られるよう、個人データの安全管理のための措置を委託先においても確保しなければならない（二段階以上の委託が行われた場合には、委託先の事業者が再委託先等の事業者に対して十分な監督を行っているかについても監督を行うものとする。）。なお、具体的には、例えば以下の対応等を行わなければならない。</p>



改 正 案	現 行
<p>ならない。</p> <p>(1) ～(2) (現行どおり)</p>	<p>(1) ～(2) (省略)</p>
<p>(第三者提供の制限)</p> <p>第13条 <u>正会員及び電子募集会員</u>は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者(個人データを提供しようとする正会員、<u>電子募集会員</u>及び当該個人データに係る本人のいずれに該当しないものをいい、自然人、法人その他の団体を問わない。以下同じ。)に提供してはならない。</p> <p>(1) ～(4) (現行どおり)</p> <p>2 <u>正会員及び電子募集会員</u>は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。</p> <p>(1) ～(4) (現行どおり)</p> <p>3 <u>正会員及び電子募集会員</u>は、前項第2号又は第3号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。</p> <p>4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、第三者に該当しない。</p> <p>(1) <u>正会員及び電子募集会員</u>が、利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合</p> <p>(2) ～(3) (現行どおり)</p> <p>5 <u>正会員及び電子募集会員</u>が前項第3号の規定により行う通知は、原則として書面に</p>	<p>(第三者提供の制限)</p> <p>第13条 正会員は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者(個人データを提供しようとする正会員及び当該個人データに係る本人のいずれに該当しないものをいい、自然人、法人その他の団体を問わない。以下同じ。)に提供してはならない。</p> <p>(1) ～(4) (省略)</p> <p>2 正会員は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。</p> <p>(1) ～(4) (省略)</p> <p>3 正会員は、前項第2号又は第3号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。</p> <p>4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、第三者に該当しない。</p> <p>(1) 正会員が、利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合</p> <p>(2) ～(3) (省略)</p> <p>5 正会員が前項第3号の規定により行う通知は、原則として書面によることとする。</p>

改 正 案	現 行
<p>よることとする。<u>正会員及び電子募集会員</u>による「共同して利用する者の範囲」の通知等については、共同利用者を個別列挙するよう努めなければならない。</p> <p>6 <u>正会員及び電子募集会員</u>は、第4項第3号に規定する利用者の利用目的又は管理責任者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。</p>	<p>正会員による「共同して利用する者の範囲」の通知等については、共同利用者を個別列挙するよう努めなければならない。</p> <p>6 正会員は、第4項第3号に規定する利用者の利用目的又は管理責任者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。</p>
<p>(保有個人データに関する事項の公表等)</p> <p>第14条 <u>正会員及び電子募集会員</u>は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。なお、利用目的に第三者提供が含まれる場合には、第2号の内容として、その旨を記載しなければならない。</p> <p>(1) <u>正会員及び電子募集会員</u>の名称</p> <p>(2) すべての保有個人データの利用目的（ただし、第8条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。）</p> <p>(3) ～(5) (現行どおり)</p> <p>2 <u>正会員及び電子募集会員</u>は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかかな場合</p> <p>(2) 第8条第4項第1号から第3号までに該当する場合</p> <p>3 <u>正会員及び電子募集会員</u>は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、</p>	<p>(保有個人データに関する事項の公表等)</p> <p>第14条 正会員は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。なお、利用目的に第三者提供が含まれる場合には、第2号の内容として、その旨を記載しなければならない。</p> <p>(1) 正会員の名称</p> <p>(2) すべての保有個人データの利用目的（ただし、第8条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。）</p> <p>(3) ～(5) (省略)</p> <p>2 正会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかかな場合</p> <p>(2) 第8条第4項第1号から第3号までに該当する場合</p> <p>3 正会員は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞</p>

改 正 案	現 行
<p>本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。</p>	<p>なく、その旨を通知しなければならない。</p>
<p>(開示)</p> <p>第15条 <u>正会員及び電子募集会員</u>は、本人から、当該本人が識別される保有個人データについて開示を求められたときは、本人に対し、書面の交付による方法又は開示の求めを行った者が同意した方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。</p> <p>(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合</p> <p>(2) <u>正会員及び電子募集会員</u>の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合</p> <p>(3) 他の法令に違反することとなる場合</p> <p>2 <u>正会員及び電子募集会員</u>は、前項の規定に基づき、求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。また、その決定の理由について、根拠とした法の条文及び判断の基準となる事実を示して説明するよう努めるものとする。</p>	<p>(開示)</p> <p>第15条 正会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データについて開示を求められたときは、本人に対し、書面の交付による方法又は開示の求めを行った者が同意した方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。</p> <p>(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合</p> <p>(2) 正会員の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合</p> <p>(3) 他の法令に違反することとなる場合</p> <p>2 正会員は、前項の規定に基づき、求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。また、その決定の理由について、根拠とした法の条文及び判断の基準となる事実を示して説明するよう努めるものとする。</p>
<p>(訂正等)</p> <p>第16条 <u>正会員及び電子募集会員</u>は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を求められた場合には、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく、事実の確認等の必要な調査を行い、その結果に基づき、当</p>	<p>(訂正等)</p> <p>第16条 正会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を求められた場合には、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく、事実の確認等の必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの</p>

改 正 案	現 行
<p>該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。</p> <p>2 <u>正会員及び電子募集会員</u>は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。なお、<u>正会員及び電子募集会員</u>は、訂正等を行わない場合は、訂正等を行わない根拠及びその根拠となる事実を示し、その理由を説明するよう努めるものとする。</p>	<p>内容の訂正等を行わなければならない。</p> <p>2 正会員は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。なお、正会員は、訂正等を行わない場合は、訂正等を行わない根拠及びその根拠となる事実を示し、その理由を説明するよう努めるものとする。</p>
<p>(利用停止等)</p> <p>第17条 <u>正会員及び電子募集会員</u>は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第5条の規定に違反して取り扱われたものであるという理由又は第7条の規定に違反して取得されているという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。</p> <p>2 <u>正会員及び電子募集会員</u>は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第13条第1項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止が求められた場合であって、その求めに理由があ</p>	<p>(利用停止等)</p> <p>第17条 正会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第5条の規定に違反して取り扱われたものであるという理由又は第7条の規定に違反して取得されているという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。</p> <p>2 正会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第13条第1項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止が求められた場合であって、その求めに理由があることが判明した</p>

改 正 案	現 行
<p>ることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。</p> <p>3 <u>正会員及び電子募集会員</u>は、第1項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨を決定したときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（本人から求められた措置と異なる措置を行う場合には、その措置内容を含む。）を通知しなければならない。</p>	<p>ときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。</p> <p>3 正会員は、第1項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨を決定したときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（本人から求められた措置と異なる措置を行う場合には、その措置内容を含む。）を通知しなければならない。</p>
<p>(理由の説明)</p> <p>第18条 <u>正会員及び電子募集会員</u>は、第14条第3項、第15条第2項、第16条第2項又は前条第3項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、措置をとらないこととし、又は異なる措置をとることとした判断の根拠及び根拠となる事実を示し、その理由を説明するよう努めなければならない。</p>	<p>(理由の説明)</p> <p>第18条 正会員は、第14条第3項、第15条第2項、第16条第2項又は前条第3項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、措置をとらないこととし、又は異なる措置をとることとした判断の根拠及び根拠となる事実を示し、その理由を説明するよう努めなければならない。</p>
<p>(開示等の求めに応じる手続)</p> <p>第19条 <u>正会員及び電子募集会員</u>は、第14条第2項、第15条第1項、第16条第1項並びに第17条第1項及び第2項の規定による求</p>	<p>(開示等の求めに応じる手続)</p> <p>第19条 正会員は、第14条第2項、第15条第1項、第16条第1項並びに第17条第1項及び第2項の規定による求め（以下「開示等</p>

改正案	現行
<p>め（以下「開示等の求め」という。）に関し、以下のとおり、その受付けの方法を定めることができる。この場合において、正会員及び電子募集会員は、第23条に定める個人情報保護宣言と一体として、インターネットのホームページでの常時掲載や事務所の窓口等での掲示・備付けを行うよう努めることとする。</p> <p>(1) ～(6) (現行どおり)</p> <p>2 正会員及び電子募集会員は、代理人（未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人、又は本人が委任した任意代理人をいう。本項において同じ。）が開示等の求めを行う場合の手續として、前項各号に加えて次の事項を定めるものとする。なお、代理人による開示等の求めに対して、本人に直接開示等することは妨げない。</p> <p>(1) 代理人の本人確認方法 (2) 代理人の代理権を確認する方法</p> <p>3 正会員及び電子募集会員は、前2項の規定に基づき開示等の求めに関する手續を定めるにあたっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。</p>	<p>の求め」という。）に関し、以下のとおり、その受付けの方法を定めることができる。この場合において、正会員は、第23条に定める個人情報保護宣言と一体として、インターネットのホームページでの常時掲載や事務所の窓口等での掲示・備付けを行うよう努めることとする。</p> <p>(1) ～(6) (省略)</p> <p>2 正会員は、代理人（未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人、又は本人が委任した任意代理人をいう。本項において同じ。）が開示等の求めを行う場合の手續として、前項各号に加えて次の事項を定めるものとする。なお、代理人による開示等の求めに対して、本人に直接開示等することは妨げない。</p> <p>(1) 代理人の本人確認方法 (2) 代理人の代理権を確認する方法</p> <p>3 正会員は、前2項の規定に基づき開示等の求めに関する手續を定めるにあたっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。</p>
<p>(手数料)</p> <p>第20条 正会員及び電子募集会員は、第14条第2項の規定による利用目的の通知又は第15条第1項の規定による開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。</p> <p>2 正会員及び電子募集会員は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。この場合において、正会員及び電子募集会員は、同様の内容の開示等手續の平均的実費の予測等に基づき、合理的な手</p>	<p>(手数料)</p> <p>第20条 正会員は、第14条第2項の規定による利用目的の通知又は第15条第1項の規定による開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。</p> <p>2 正会員は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。この場合において、正会員は、同様の内容の開示等手續の平均的実費の予測等に基づき、合理的な手数料額を算定するよう努めることと</p>

改 正 案	現 行
<p>数料額を算定するよう努めることとする。</p>	<p>する。</p>
<p>(正会員及び電子募集会員における苦情の処理)</p> <p>第21条 正会員及び電子募集会員は、個人情報の取扱いに関する苦情を受けたときは、その内容について調査し、合理的期間内に、適切かつ迅速に処理するよう努めることとする。</p> <p>2 正会員及び電子募集会員は、苦情処理手順の策定、苦情受付窓口の設置、苦情処理に当たる役職員への十分な教育・研修など、苦情処理を適切かつ迅速に行うために必要な体制の整備に努めなければならない。</p>	<p>(正会員における苦情の処理)</p> <p>第21条 正会員は、個人情報の取扱いに関する苦情を受けたときは、その内容について調査し、合理的期間内に、適切かつ迅速に処理するよう努めることとする。</p> <p>2 正会員は、苦情処理手順の策定、苦情受付窓口の設置、苦情処理に当たる役職員への十分な教育・研修など、苦情処理を適切かつ迅速に行うために必要な体制の整備に努めなければならない。</p>
<p>(漏えい事案等への対応)</p> <p>第22条 正会員及び電子募集会員は、個人情報の漏えい事案等の事故が発生した場合には、金融庁及び本協会に直ちに報告することとする。</p> <p>2 正会員及び電子募集会員は、個人情報の漏えい事案等の事故が発生した場合には、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、漏えい事案等の事実関係及び再発防止策等を早急に公表することとする。</p> <p>3 正会員及び電子募集会員は、個人情報の漏えい事案等の事故が発生した場合には、漏えい事案等の対象となった本人に速やかに漏えい事案等の事実関係等の通知を行うこととする。</p>	<p>(漏えい事案等への対応)</p> <p>第22条 正会員は、個人情報の漏えい事案等の事故が発生した場合には、金融庁及び本協会に直ちに報告することとする。</p> <p>2 正会員は、個人情報の漏えい事案等の事故が発生した場合には、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、漏えい事案等の事実関係及び再発防止策等を早急に公表することとする。</p> <p>3 正会員は、個人情報の漏えい事案等の事故が発生した場合には、漏えい事案等の対象となった本人に速やかに漏えい事案等の事実関係等の通知を行うこととする。</p>
<p>(個人情報保護宣言の策定)</p> <p>第23条 正会員及び電子募集会員は、個人情報に対する取組み方針をあらかじめ分かりやすく説明することの重要性に鑑み、事業者の個人情報保護に関する考え方及び方針に関する宣言（いわゆるプライバシーポリシー、プライバシーステートメント等。以下「個人情報保護宣言」という。）を策定</p>	<p>(個人情報保護宣言の策定)</p> <p>第23条 正会員は、個人情報に対する取組み方針をあらかじめ分かりやすく説明することの重要性に鑑み、事業者の個人情報保護に関する考え方及び方針に関する宣言（いわゆるプライバシーポリシー、プライバシーステートメント等。以下「個人情報保護宣言」という。）を策定し、公表するもの</p>

改正案	現行
<p>し、公表するものとする。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 個人情報保護宣言には、消費者等、本人の権利利益保護の観点から、事業活動の特性、規模及び実態に応じて、次に掲げる点を考慮した記述をできるだけ盛り込むよう努めるものとする。</p> <p>(1) 保有個人データについて本人から求めがあった場合には、ダイレクトメールの発送停止など、自主的に利用停止等に応じること。</p> <p>(2) 委託の有無、委託する事務の内容を明らかにする等、委託処理の透明化を進めること。</p> <p>(3) <u>正会員及び電子募集会員</u>がその事業内容を勘案して顧客の種類ごとに利用目的を限定して示したり、<u>正会員及び電子募集会員</u>が本人の選択による利用目的の限定に自主的に取り組むなど、本人にとって利用目的がより明確になるようにすること。</p> <p>(4) 個人情報の取得元又はその取得方法(取得源の種類等)を可能な限り具体的に明記すること。</p>	<p>とする。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 個人情報保護宣言には、消費者等、本人の権利利益保護の観点から、事業活動の特性、規模及び実態に応じて、次に掲げる点を考慮した記述をできるだけ盛り込むよう努めるものとする。</p> <p>(1) 保有個人データについて本人から求めがあった場合には、ダイレクトメールの発送停止など、自主的に利用停止等に応じること。</p> <p>(2) 委託の有無、委託する事務の内容を明らかにする等、委託処理の透明化を進めること。</p> <p>(3) 正会員がその事業内容を勘案して顧客の種類ごとに利用目的を限定して示したり、正会員が本人の選択による利用目的の限定に自主的に取り組むなど、本人にとって利用目的がより明確になるようにすること。</p> <p>(4) 個人情報の取得元又はその取得方法(取得源の種類等)を可能な限り具体的に明記すること。</p>
<p>(本協会への報告)</p> <p>第24条 本協会は、<u>正会員及び電子募集会員</u>による本指針の遵守を確認するために、適宜報告を求めることができる。</p> <p>2 本協会は、<u>正会員及び電子募集会員</u>に対し、本指針を遵守させるために必要な指導及び勧告その他の措置を行う。</p>	<p>(本協会への報告)</p> <p>第24条 本協会は、正会員による本指針の遵守を確認するために、適宜報告を求めることができる。</p> <p>2 本協会は、正会員に対し、本指針を遵守させるために必要な指導及び勧告その他の措置を行う。</p>
<p>付 則 (平成27年5月26日)</p> <p>この改正は、金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成26年法律第44号)附則第1号本文に規定する日(平成27年5月29日)から施行する。</p>	